

V I E W

会社自らが就業規則違反！？

会社は、1月8日に「H31年2月分の交検施行日について」を貼り出しました。

この表から2月の休日を数えてみると8日しかありません。就業規則第61条には「公休日は特定の4週間に4日になるように付与する」また就業規則第64条には「特別休日は、1年間に120日から当該1年間における日曜日の数を除いた日数を1箇月間に5日ないし6日の割合で付与する」と載せています。

2月分の公休日は特定の4週間に4日が付与されるので4日間です。そうすると残りの休日は4日になり、特別休日は、4日しかありません。就業規則第64条に謳ってある「5日ないし6日の割合で付与する」となっている特別休日を付与せず会社自ら就業規則違反を行っているのです。

「2月分の交検施行日について」を訂正し再発行せよ！！

会社は「2月分の交検施行日について」を訂正して社員に謝罪すべきです。

現場では、社員がミス犯すと勤務を外し事情聴取を行い時系列等報告書を書かせるなどしています。しかし会社自ら間違いやミス犯しても社員に謝罪することなく何も問題にしません。そのことを問題にしなかったらそのまま過ぎ去ってしまいます。

社員の皆さん、職場でおかしいと感じたことについて声を挙げていきましょう！！